

## 第6回難民危機研究会概要

### 日本の難民入管問題の現情

2022年7月15日

大川秀史弁護士



#### 概要：

冒頭、事務局より、日本の難民受入れの現状を説明したうえで、日本の難民認定は政治的に行われているのかとの問題提起がなされたのち、人権弁護士として長年、日本の難民受入れ制度の改善に尽力している大川弁護士から、日本の入管の問題や、難民認定の実情、入管法改正等について、具体的事例を交えながら説明していただいた。

#### (講演)

##### 国内での弁護士会活動

全国の約3分の2の弁護士会に外国人支援委員会を設置したほか、入管収容者一人一人に弁護士を付けることにより、入管収容者への弁護士アクセスを拡充して適正手続の実現を図った。また、国際人権法の履修・普及の観点から、国連への個人通報（日本では認められていない）の事例2000件の和文抄訳を作成・頒布した。さらに、与党に入管制度の改善等を陳情している。外務省平和構築人材育成事業の一環としてUNHCRのコソボ事務所に赴任させて頂いた際の経験が大きく生きている。

##### 日本の入管問題

1993年に開所した茨城県牛久市内の入管施設には、通常300人程度（現在はコロナ禍により数十名）が施錠された相部屋に閉じ込められている。これまで全国の入管施設で自殺や医療懈怠死が起きており、ようやく最近になってマスコミがこうした問題を取り上げてくれるようになった。2～3年にも及ぶ無期限長期収容、不十分な医療体制、窓のない部屋に施錠され1日の大半を過ごすなどの問題の改善が急務である。

##### 日本の難民認定の実情

難民条約上の難民の認定等の少なさの理由として、職員による審査が緻密であることや、もともと難民を多く出しているアフリカや南米、中東出身の難民申請者数が少ないこと、その一方で、出身国政府に対する外交上の忖度（トルコ・クルド）、申請者の側が認定上の考慮要素の全てを合理的に主張立証する必要性があることなどがあげられる。

##### 入管法改正問題

法務省は、「送還忌避者、多数回難民申請者の削減」を目的として、入管法の改正を目指しているが、3回目以上の申請者の送還を可能にすることや、退去強制令書に服しない者に罰則を適用する等、難民申請者らに深刻な内容が盛り込まれているため、法案の根本的な見直しが不可避である。

#### (質疑応答)

難民申請者や入管被收容者らの弁護士費用は、殆どの場合、弁護士会の援助制度により支払われているとの説明があり、ビジネスの一環とすればもっと弁護士が増えるのではとの質問に対しては、志を持って取り組んでいるのでビジネスとすることに違和感を覚える弁護士もいることや、他方で大手企業法務事務所の弁護士らの中もプロボノ活動として熱心に支援してくれている人もいるとの説明があった。

外交上の忖度に関しては、日本に限らず欧米でも行われていることや、政府が不当な判断を行っても裁判所が公正に判断するのではとの問いには、入管の自由裁量を尊重するとの最高裁の判例があること、また、入管での非人道的扱いについては、ヨーロッパでもマルタやハンガリー、ギリシャ等の EU 対外国境沿いの国では、日本よりも劣悪な環境と指摘される施設もあることが説明された。

第三国定住を拡充する、難民審査を柔軟にする、家族呼び寄せを増やすことにより年間1000人を受け入れるというような目標を立てるべきではとの問いには、最近のウクライナの例もあるように政府も世論の高まりを背景に徐々に受け入れるようになってきており、与党議員も外国人受入れに積極的になりつつあるが、他方で、実際に受け入れる自治体が増大する難民受入れに長期間継続的に対応できるかが心配である、しかし、日本各地において、人口減少により人手が足りない、故郷が消える等の危機感もあるので、今後、受け入れは増えていくのではないかと思うとの説明があった。